

## I 令和 6 (2024) 年度の事業実施状況 (速報値 : 第 3 四半期まで)

令和 6 (2024) 年度神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき、次のとおり管理事業を実施した。

## 1 個体数調整

## (1) 個体数調整実績の概要 (速報値)

保護管理区域における管理捕獲は1,619頭 (前年値1,482頭) であった。うち、中～高標高域で県を実施主体とする管理捕獲は423頭 (前年値366頭)、市町村を実施主体とする管理捕獲は1,182頭 (前年値1,094頭) の実績であり、シカによる農林業等の被害を受けている者等が個別の被害防止のために行った有害鳥獣捕獲は、14頭 (前年値22頭) であった。

定着防止区域における管理捕獲は893頭 (前年値890頭) であった。うち、山稜部での県管理捕獲は143頭 (前年値79頭)、市町村管理捕獲は682頭 (前年値803頭) であり、有害鳥獣捕獲は12頭であった。

表 I-1-1 令和 6 (2024) 年度実績の概要 (速報値)

(単位: 頭)

個体数調整手法				R6捕獲実績速報				R6 計画 B	計画 比率 A/B(%)	R5同時 期実績 C	R5との 進捗比 A/C(%)
				オス	メス	不明	計 A				
管理 捕獲	保護管理 区域	自然植生回 復・生息環境 整備の基盤づ くり (実施主 体: 県)	民間事業者等委託	59	49	3	111	255	44%	85	131%
			ワイルドライフ レンジャー	115	195	2	312	600	52%	281	111%
		計 (a)	174	244	5	423	855	49%	366	116%	
		被害軽減 (b) (実施主体: 市町村)	503	679	-	1,182	1,990	59%	1,094	108%	
		有害捕獲 (c)	6	8	-	14	-	-	22	64%	
	計 (a+b+c)	683	931	5	1,619	2,845	57%	1,482	109%		
	定着防止 区域	定着防止 (実施主 体: 県)	民間事業者等委託	16	15	1	32	60	53%	44	73%
			ワイルドライフ レンジャー	17	54	1	72	30	240%	35	206%
			森林担当部局	9	7	-	16	-	-	-	-
			自然公園担当部局	9	14	-	23	-	-	-	-
		計 (d)	51	90	2	143	90	159%	79	181%	
		定着防止 (e) (実施主体: 市町村)	394	288	-	682	1,425	48%	816	84%	
		国立公園管理者 (f)	15	31	-	46	-	-	-	-	
		国有林管理者 (g)	5	5	-	10	-	-	-	-	
	有害捕獲 (h)	3	9	-	12	-	-	8	-		
計 (d+e+f+g+h)	468	423	2	893	1,515	59%	903	99%			
管理捕獲計 (a+b+c+d+e+f+g+h)				1,151	1,354	7	2,512	4,360	58%	2,385	105%
狩猟	保護管理区域			<b>未集計</b>				652			
	定着防止区域							96			
	計 (i)							748			
合計 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)				1,151	1,354	7	2,512	5,108	49%	2,385	105%

注 1) R6年度当初計画合計 4,743頭

注 2) R5年度の県自然公園担当部局、国立公園管理者、国有林管理者の捕獲数は箱根町に含まれる

## (2) 管理捕獲

### ア [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした捕獲状況

保護管理区域の自然植生回復エリアと生息環境管理エリアを中心に、神奈川県猟友会及び民間事業者（以下「民間事業者等」という。）への委託及びワイルドライフレンジャー（以下「WLR」という。）による管理捕獲を実施し、計 423 頭（前年値 366 頭）のシカを捕獲した。メスジカの捕獲比率は 58%であった（表 I-1-1）。

#### (i) 民間事業者等への委託による管理捕獲

民間事業者等に業務を委託して、猟犬を用いた巻狩り（組猟）、わな猟及び忍び猟による管理捕獲を実施した。その結果、111 頭（内メス 49 頭）のシカを捕獲した（表 I-1-1）。

#### (ii) WLRによる管理捕獲実施状況

4名の WLR が、主に捕獲困難地及び捕獲未実施地において、前年度の実施状況、現地条件やシカの生息状況に応じて、機動性の高い忍び捕獲を中心にライフル銃等による中距離射撃や薄明薄暮の捕獲、悪天候時等の流し捕獲により管理捕獲を実行した。その結果、312 頭（内メス 195 頭）のシカを捕獲した（表 I-1-2）。

表 I-1-2 [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした捕獲状況（単位：頭）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 (第3四半期まで)	R6 (第3四半期まで)
民間	301	221	190	120	192	153	155	168	191	85	111
WLR	188	300	294	255	275	312	369	398	428	281	312
計	524	521	484	375	467	465	524	566	619	366	423

## イ [農林業被害軽減]を目的とした管理捕獲の実施状況

保護管理区域の被害防除対策エリアを中心に、市町村等が農林業被害の状況に応じて、銃器やわなによる管理捕獲を実施し、計1,182頭（前年値1,094頭）のシカを捕獲した。県央地域では近年、捕獲数が減少傾向であった相模原市、厚木市が大きく上昇に転じた。また、県西地域では松田町が同様に大きく上昇した。（表 I-1-3、図 I-1-1）。各市町村の主な取り組みは表のとおりである（表 I-1-4）。

表 I-1-3 被害軽減目的の管理捕獲の推移（単位：頭）

地域等区分 市町村名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 (第3四半期まで)	R6 (第3四半期まで)
	県央地域	395	455	419	401	391	399	498	474	327	257
相模原市(津久井地域)	120	160	160	155	121	158	217	236	122	98	144
厚木市	130	131	117	130	130	138	145	110	84	69	120
愛川町	45	44	38	33	29	12	24	22	18	14	18
清川村	100	120	104	83	111	91	112	106	103	76	64
湘南地域	217	282	176	155	194	244	256	305	308	249	237
秦野市	146	204	131	98	119	122	190	209	217	175	160
伊勢原市	71	78	45	57	75	122	66	96	91	74	77
県西地域	216	655	753	718	817	798	851	1036	815	588	599
松田町	27	37	129	111	114	122	134	171	126	106	149
山北町	189	618	624	607	703	676	717	865	689	482	450
計	828	1,392	1,348	1,274	1,402	1,441	1,605	1,815	1,450	1,094	1,182

(捕獲頭数) 図 I-1-1 被害軽減目的の管理捕獲の推移

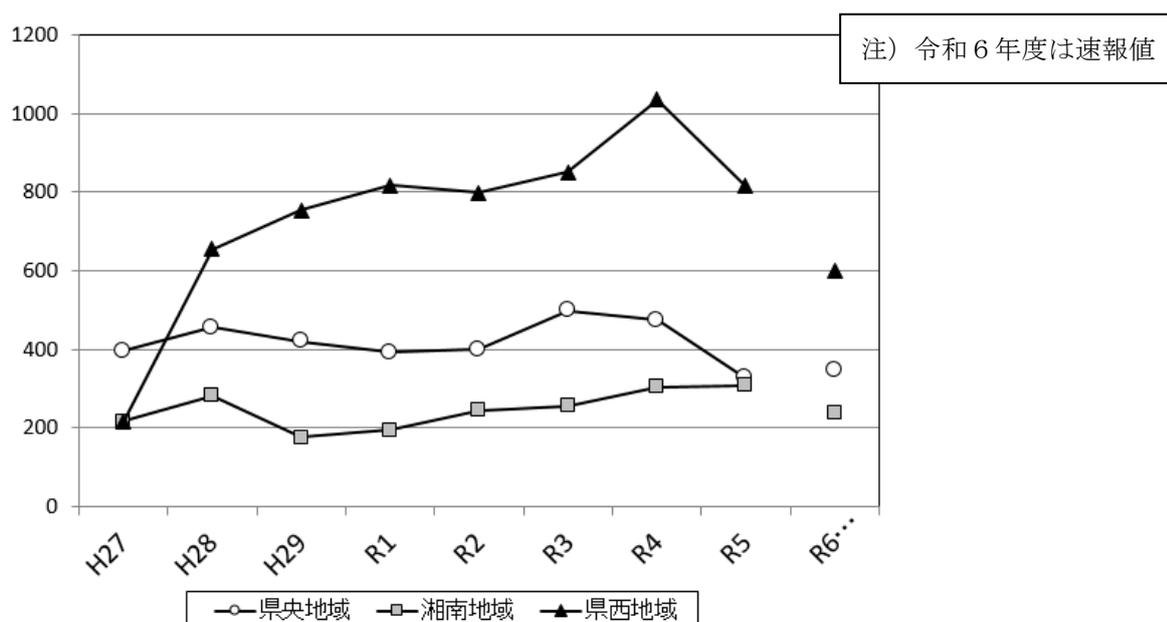


表 I-1-4 各市町村における状況

地域	市町村	主な取組実績 (○) や課題 (●)
県央	相模原市 (津久井地区)	○狩猟期間以外は、管理捕獲を定期的実施 ○国有林（仙洞寺山・茨菰山・小倉山）内での銃器による捕獲を実施 ●銃器を使用できない場所へのシカの定着及び進出が進んでいる
	厚木市	○わな捕獲を推進し、捕獲につとめた ●銃器捕獲できない人里近くの山林に定着が見られる。河川敷地が潜み場所となっているケースがある
	愛川町	○銃器を使用できない場所でのわな捕獲の実施。 ●追われた個体が行政界を越える場合の捕獲体制づくりの検討が必要
	清川村	○例年より低い捕獲数 ●個人のわな捕獲は止めさし、処分等に課題があり要検討 ●夏季は高温等により捕獲が進まない
湘南	秦野市	○センサーカメラ調査を実施し、生息状況等の実態把握 ○秦野市有害鳥獣対策協議会捕獲報奨金制度を実施 ○ジビエ処理加工施設と契約をし、捕獲したシカの利活用を実施した ●捕獲効率の高い駆除方法を検討する必要がある ●箱わなに対する警戒心が高まり、捕獲が困難になりつつある
	伊勢原市	○広域獣害防止柵の維持管理や侵入防止柵の設置推進により銃器、わなによる捕獲数が増加 ●捕獲活動に係る猟友会の労力の増加 ●捕獲したシカの埋設地の不足
県西	松田町	○猟友会と農家の協力体制の構築による強い捕獲圧の維持 ●農家等の狩猟免許取得のさらなる促進
	山北町	○実施隊への捕獲奨励金制度の継続により強い捕獲圧を維持 ●シカが南下及び山麓に下りていく傾向がある

## ウ [定着防止]を目的とした管理捕獲の実施状況

### (i) 市町村等による管理捕獲

定着防止区域では、農林業被害等の拡大を予防する観点から、被害地等の情報を基に市町村が実施し、計682頭（前年値623頭）のシカを捕獲した（表 I-1-5、図 I-1-2）。

各市町村の主な取り組みや課題は表のとおりである（表 I-1-6）。

表 I-1-5 定着防止目的の市町村管理捕獲の推移（単位：頭）

地域等区分 市町村名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 (第3四半期まで)	R6 (第3四半期まで)
	県央地域	41	53	80	100	110	120	159	139	153	123
相模原市緑区 (原野、相模湖、城山地区)	41	53	80	100	110	120	159	139	153	123	137
湘南地域	1	2	5	5	6	10	9	13	12	11	15
平塚市	0	2	2	5	2	7	2	4	4	4	11
大磯町	1	0	2	0	2	2	6	8	7	6	2
二宮町	0	0	1	0	2	1	1	1	1	1	2
県西地域	69	100	152	214	296	477	448	623	865	682	530
小田原市	11	23	22	59	112	202	213	299	490	380	316
南足柄市	16	24	42	32	56	86	84	115	122	103	67
中井町	1	0	12	10	3	12	4	0	10	6	4
大井町	22	25	33	40	54	73	63	59	57	52	52
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	18	25	28	56	37	68	68	141	183	140	79
真鶴町	0	3	0	1	4	0	0	0	0	0	0
湯河原町	1	0	15	16	30	36	16	9	3	1	12
計	111	155	237	319	412	607	616	775	1030	816	682

(捕獲頭数)

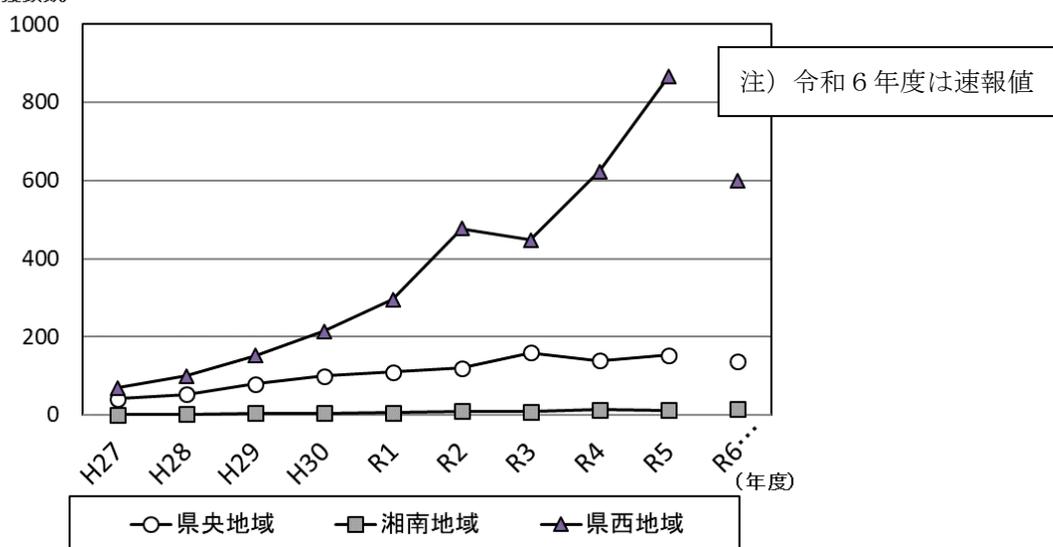


図 I-1-2 定着防止目的の管理捕獲の推移

表 I-1-6 各市町村における状況

地域	市町村	主な取組実績 (○) や課題 (●)
県央	相模原市地区 (城山・相模湖・藤野地区)	○狩猟期間以外は、管理捕獲を定期的を実施 ○国有林 (小倉山、谷山) 内での銃器による捕獲を実施 ●銃器を使用できない場所へのシカの定着及び進出が進んでいる
湘南	平塚市	○わな捕獲を推進し、捕獲数が増加 ●個体数を増加させないため継続して捕獲を実施する必要がある
	大磯町	○管理捕獲の実施 ●行政依存型の捕獲体制が限界になりつつある
	二宮町	○農業者へのわな免許取得の費用補助 ●イノシシによる被害かシカによる被害かの区別困難
県西	小田原市	○久野地区等の農林地でわな捕獲数が増加 ●生息頭数の急増により森林の下層植生や苗木への食害、植栽木の剥皮など、森林の生態系に大きな影響
	南足柄市	(特になし)
	大井町	○ (特になし) ●捕獲従事者の高齢化に伴う捕獲活動の縮小
	中井町	(特になし)
	箱根町	○ (特になし) ●シカ捕獲数は増加するもシカの定着の増加が懸念
	真鶴町	(特になし)
	湯河原町	○管理捕獲を実施 ●目立った農業被害はないが山間部での捕獲数が増加しており生息域の拡大が懸念

(ii) 県による管理捕獲

シカの定着と生息数の増加が懸念される箱根山地の山稜部の捕獲空白域では、県管理森林にて民間事業者等への委託とWLRによる県の管理捕獲を実施し、計120頭のシカを捕獲した (表 I-1-7)。また、第5次神奈川県ニホンジカ管理計画から実施している県管理森林担当部局の捕獲は17頭、同自然公園担当部局による捕獲は23頭であった。

表 I-1-7 定着防止目的の県管理捕獲の推移 (単位: 頭)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 (第3四半 期まで)	R6 (第3四半 期まで)
民間	7	9	15	1	7	28	32	47	44	48
WLR	-	1	15	6	35	31	43	39	35	72
計	7	10	30	7	42	59	75	86	79	120

### (iii) 国有林管理者による捕獲の取り組み

東京神奈川森林管理署が箱根町内の国有林において、職員直営による捕獲を実施し、計 10 頭のシカが捕獲された。

### (iv) 国立公園管理者による捕獲の取り組み

環境省富士箱根伊豆国立公園事務所が箱根町内の国立公園内において、請負委託による捕獲を実施し、計 46 頭のシカが捕獲された。

## エ 手法別の捕獲実施状況

市町村が実施する管理捕獲の手法別の実績では、くくりわなでの捕獲が最も多く、保護管理区域及び定着防止区域における捕獲数全体の 76% (1,470 頭) を占めている。区域別では保護管理区域が 65%、定着防止区域が 85%となっている (表 I-1-10, 表 I-1-11、図 I-1-3, 図 I-1-4)。

表 I-1-10 保護管理区域の手法別の実施状況 (単位: 頭)

地域等区分	銃器	くくり わな	箱わな	その他	合計
市町村名					
県央地域	166	169	11	0	346
相模原市緑区(津久井地域)	101	36	7	0	144
厚木市	12	106	2	0	120
愛川町	16	2	0	0	18
清川村	37	25	2	0	64
湘南地域	56	114	57	10	237
秦野市	28	72	53	7	160
伊勢原市	28	42	4	3	77
県西地域	86	484	29	0	599
松田町	35	105	9	0	149
山北町	51	379	20	0	450
計	308	767	97	10	1,182

※その他は手取り等

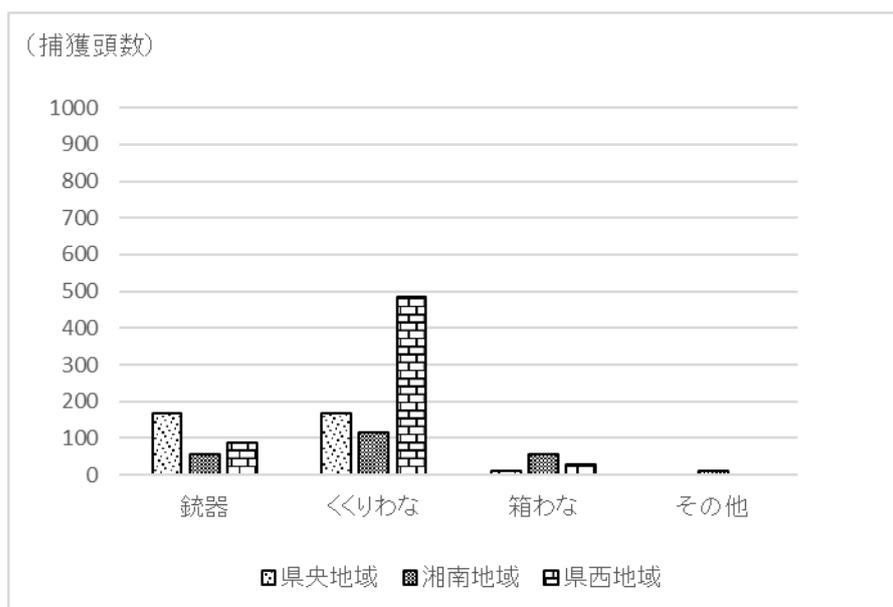


図 I-1-3 保護管理区域の捕獲手法別の実施状況

表 I-1-11 定着防止区域の捕獲手法別の実施状況 (単位: 頭)

地域等区分	市町村名	銃器	くくりわな	箱わな	その他	合計
県央地域		17	119	1	0	137
	相模原市緑区 (藤野、相模湖、城山地区)	17	119	1	0	137
湘南地域		1	1	13	0	15
	平塚市	0	0	11	0	11
	大磯町	0	0	2	0	2
	二宮町	1	1	0	0	2
県西地域		55	484	14	0	553
	小田原市	11	305	0	0	316
	南足柄市	31	27	9	0	67
	中井町	0	4	0	0	4
	大井町	0	50	2	0	52
	開成町	0	0	0	0	0
	箱根町	13	86	3	0	102
	真鶴町	0	0	0	0	0
	湯河原町	0	12	0	0	12
	計	73	604	28	0	705

※その他は手取り等

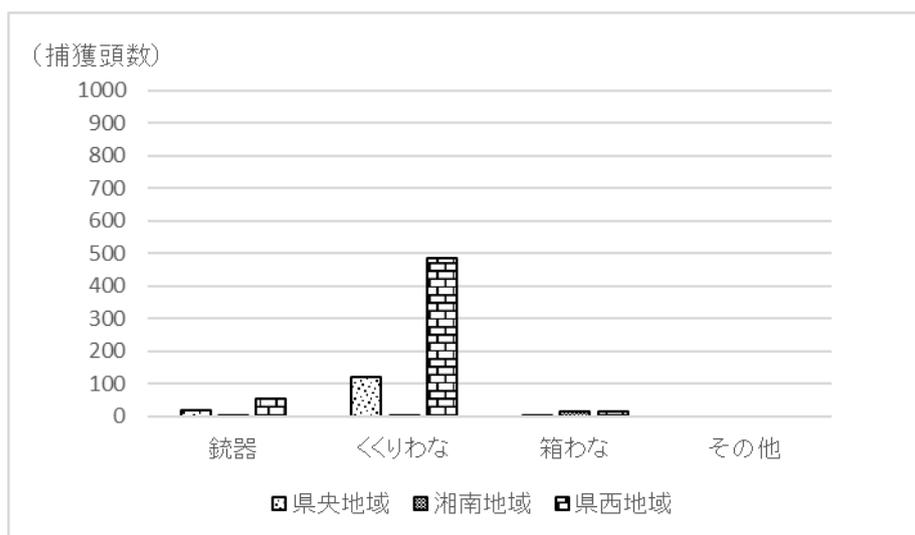


図 I-1-4 定着防止区域の捕獲手法別の実施状況

### オ 四半期ごとの捕獲実施状況

市町村における四半期ごとの実績は、第1四半期が565頭、第2四半期が518頭、第3四半期が804頭であった。

表 I-1-12 四半期ごとの捕獲の実施状況（単位：頭）

区域	市町村	第1四半期			第2四半期			第3四半期			合計			計画値
		計			計			計			合計			
		オス	メス	計	オス	メス	計	オス	メス	計	オス	メス	計	
保護管理区域	相模原市	40	37	77	17	8	25	18	24	42	75	69	144	300
	厚木市	16	19	35	4	10	14	29	42	71	49	71	120	200
	愛川町	5	7	12	3	1	4	2	0	2	10	8	18	50
	清川村	3	11	14	7	4	11	16	23	39	26	38	64	120
	秦野市	9	18	27	21	19	40	41	52	93	71	89	160	250
	伊勢原市	11	15	26	5	9	14	19	18	37	35	42	77	120
	松田町	14	16	30	16	22	38	47	34	81	77	72	149	200
	山北町	24	58	82	64	93	157	72	139	211	160	290	450	750
	保護管理区域計	122	181	303	137	166	303	244	332	576	503	679	1182	1990
定着防止区域	相模原市	35	30	65	22	15	37	19	16	35	76	61	137	230
	平塚市	0	0	0	1	1	2	6	3	9	7	4	11	25
	大磯町	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0
	二宮町	0	0	0	1	0	1	1	0	1	2	0	2	0
	南足柄市	21	12	33	8	6	14	10	10	20	39	28	67	120
	中井町	1	0	1	0	0	0	2	1	3	3	1	4	0
	大井町	15	5	20	5	7	12	13	7	20	33	19	52	70
	小田原市	65	59	124	58	57	115	55	22	77	178	138	316	750
	箱根町	8	9	17	14	13	27	33	25	58	55	47	102	210
	湯河原町	2	0	2	4	2	6	4	0	4	10	2	12	20
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定着防止区域計	147	115	262	113	102	215	143	85	228	403	302	705	1425	
合計	269	296	<b>565</b>	250	268	<b>518</b>	387	417	<b>804</b>	906	981	<b>1887</b>	3415	

### (3) [農林業被害防止]を目的とした捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施状況

農林業被害防止を目的にシカによる被害を受けている者（被害を受けた者から依頼された者も含む。）がわなを用いて捕獲を実施し、計36頭（前年値30頭）が捕獲された。

### (4) 国有林職員を対象にした有害鳥獣捕獲（わな）研修の実施

国有林としてシカの増加に伴う森林被害への対策は喫緊の課題であり、国有林野内におけるシカの個体数調整をより一層推進する必要があることから、平成30(2018)年度に第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の有害捕獲の従事者の対象に国有林野関係職員（森林管理署長等が捕獲従事者として選任した者）を追加した。また、令和元(2019)年度から従事者を養成することを目的に東京神奈川森林管理署等の職員を対象に、県猟友会等を講師としたわなの設置に関する法令、実技の研修が実施され、令和6(2024)年度においても2人の国有林職員が受講した。

### (5) 担い手育成の取り組み

県では、捕獲の担い手を確保することを目的として、狩猟免許取得者を対象に、狩猟経験のない、または少ない者に実際の狩猟を体験してもらう形式で「かながわハンター塾 2ndステージ」を開催している。令和6年度は、清川村清川猟区で令和6年11月に2回開催し、19名の参加があった（申込者数20名）。この研修をきっかけに県の管理捕獲に参加表明する者もいた。

## 2 生息環境整備

生息環境管理エリア（保護管理区域）を中心に、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、林床植生の回復を図るため、間伐、枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。また、森林整備とシカ捕獲の計画やその実施状況、シカの生息状況や植生等のモニタリング結果を情報共有するとともに、森林整備で設置したモノレールをWRLによる捕獲にも使用するなど森林整備とシカの個体数調整との連携に努めた。

## 3 被害防除対策等

### (1) 被害防除対策

各市町村において、鳥獣を人里に引き寄せないよう農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去、地域や農地等への防護柵等の設置や補修、鳥獣の隠れ家となるような藪の刈り払い、猟友会と連携した巡視等の取組を行った（表 I-3-1、表 I-3-2）。

表 I-3-1 保護管理区域において市町村が実施した主な取組

地域	市町村	主な取組実績（○）や課題（●）
県央	相模原市 (津久井地区)	○簡易防護柵を新設し、該当箇所では農業被害が軽減 ●広域柵の開口部からの侵入による被害 ●人家周辺や道路上での目撃情報がある
	厚木市	○個人防護柵設置に対する補助事業を実施 ○広域獣害防護柵の維持管理による里側への侵入減少 ●防護柵未設置箇所の被害発生

	愛川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等維持管理によりシカの行動範囲を規制</li> <li>○水田への電気柵設置による水稲への被害防除と柵効果の農業者への啓発による設置促進</li> <li>●被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握ができていない</li> <li>●鳥獣を寄せ付けない環境づくりには地域の理解・協力が必要</li> </ul>
	清川村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域獣害防止柵の補修</li> <li>○電気柵、防護ネット等の設置補助により被害軽減に繋がった</li> <li>●広域獣害防止柵が山中に設置されている箇所が多く、倒木による破損が多い</li> </ul>
湘南	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域獣害防護柵の点検補修により柵の機能維持が図られた</li> <li>○老朽化した柵の張り替えによる機能の復旧</li> <li>●老朽化した防護柵の機能低下</li> <li>●関係者が自主的に防除対策を図る必要性あり</li> </ul>
	伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交付金を活用した侵入防止柵設置により農業被害が減少</li> <li>●自然災害及び経年劣化による広域獣害防止柵の維持、修理費用の負担増</li> </ul>
県西	松田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小区画防護柵の材料費補助による自主防除の意識高揚</li> <li>●自然災害及び経年劣化による広域柵破損にかかる修繕費用の負担の増加</li> </ul>
	山北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資材購入費の補助により、私設柵設置の促進</li> <li>●私設の簡易柵はシカ、イノシシ等の複合的な加害圧力への抵抗が弱い</li> </ul>

表 I-3-2 定着防止区域において市町村が実施した取組

地域	市町村	主な取り組み（○）や課題（●）
県央	相模原市地区 (城山・相模湖・藤野地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易防護柵を新設し、該当箇所は農業被害が軽減</li> <li>●相模川北地域で目撃や出没が増加</li> <li>●自家用耕作物を作る地域が多いことから被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握ができていない</li> </ul>
湘南	平塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気柵等の被害防除資材購入費への補助</li> <li>●電気柵の設置は進んでも、シカに対応した設置ができていない</li> </ul>
	大磯町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正しい知識を地域に普及し、地域ぐるみ対策を促す取り組みを実施</li> <li>○シカ対策用の被害防除柵を設置した圃場では農業被害が軽減</li> <li>●地域ぐるみの対策が意欲的に継続されるには、被害対策が地域活性化や農業振興につながる取り組みが必要</li> </ul>
	二宮町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業者の防護柵等の購入費の一部補助</li> <li>●侵入防止柵が未設置の箇所については、被害が見られるため、継続的に防除対策を講じていく必要がある</li> </ul>
県西	小田原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防護柵設置箇所では農林業被害が軽減</li> <li>●防護柵未設置場所で被害発生</li> </ul>
	南足柄市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防護柵設置箇所では農業被害が軽減</li> <li>●防護柵未設置箇所では被害発生</li> </ul>

大井町	○防護柵設置箇所では農業被害が軽減 ●防護柵未設置箇所では被害発生
中井町	(特になし)
箱根町	(特になし)
真鶴町	(特になし)
湯河原町	(特になし)

## (2) 「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援

かながわ鳥獣被害対策支援センター（以下「支援センター」という）は、集落環境整備、被害防除対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」を広げていくため、市町村、県農業技術センター、農協等と連携し効果的な対策の提案、技術支援、効果検証の支援などを行っている。令和6(2024)年度は、これまで立ち上げ支援を行ってきた地域等（相模原市、平塚市、秦野市、南足柄市、清川村）での、環境整備や防護柵及び捕獲罠の点検等の継続的な活動への助言及び技術指導を行っており、秦野市では地域外への取り組みの広がりとして新たな防護柵の設置や環境整備につながった（表I-3-3）。

表I-3-3 かながわ鳥獣被害対策支援センターの取組内容

取組箇所	主な内容
清川村 御所垣戸、金翅地区	御所垣戸地区は令和3(2021)年度の立ち上げ支援によって、シカを含めた複数獣種の被害対策と併せて、環境整備を実施した。金翅地区については令和元(2019)年度の立ち上げ支援以降、地域主体で環境整備が継続的に行われており、鳥獣被害対策の優良事例として他地区の模範となっている。
南足柄市 狩野、広町地区	狩野地区は令和3(2021)年度の立ち上げ支援によって鳥獣被害対策組織が立ち上がり、集落環境整備、柵による防護及び有害個体の捕獲を継続している。 広町地区も令和4(2022)年度の立ち上げ支援によって鳥獣被害対策組織が立ち上がり、集落環境調査等により集落環境整備を実施した。令和5(2023)年度もヤブ刈り作業が継続しており、令和6(2024)年度には広域柵防護柵を設置した。
相模原市緑区 名倉地区	平成29(2017)年度の立ち上げ支援によって、名倉地域の5集落が同時に対策を始め、自治会により自営組織として自動撮影カメラの設置や捕獲檻の管理がされている。平成30(2018)年度以降はシカ対策として電気柵や自動撮影カメラの設置指導を随時実施している。
平塚市 土沢地区	平成29(2017)年度の立ち上げ支援以降、環境調査の実施と対策の提案によって、地域のイノシシ、シカの動きが明確となり、隣接ゴルフ場を含めた捕獲活動等が活発になっている。さらに国庫交付金を活用したワイヤーメッシュ柵の設置と地域による保守点検等のフォローアップを継続している。

秦野市 南矢名上部地区	令和元(2019)年度の県による平沢小原地区の立ち上げ支援を機に、令和2(2020)年度から市による地域ぐるみ対策の立ち上げ支援活動が始まり、令和6(2024)年度は南矢名上部地区での実施に対して技術支援を行った。
----------------	---

\*助言指導：地域が継続して行っている対策活動への助言指導

\*技術支援：市町村や農協など関係機関が行う対策支援活動への技術支援

## II 参考資料

○管理ユニット位置とエリア区分



\*一点破線は、市町村界

\*市町村名とユニット名は一致しない ( ) は旧ユニット名